

印鑑登録証明事務における旧氏対応等について

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正に伴い、令和元年11月5日から氏に変更があった者については、申出により住民票に旧氏の記載が可能となる。この制度改正に合わせて、印鑑登録証明事務についても、旧氏記載に対応するよう事務取扱いを見直す。

また、証明書自動交付機について、提供体制が確保できなくなるため、サービスを停止する。

1 主な改正内容

(1) 印鑑登録証明事務

- ア 住民票に旧氏が記録されている者は、旧氏を使用しての印鑑登録を可能とする。
- イ 印鑑登録事項に旧氏を追加する。
- ウ 住民票に旧氏が記録されている者については、印鑑登録証明書に旧氏を併記して交付する。
- エ 印鑑登録の抹消要件に、住民票に記録されている旧氏を変更し、又は削除した場合を追加する。

(2) 証明書自動交付事務

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を利用して、印鑑登録証明書及び住民票の写しを証明書自動交付機（以下「自動交付機」という。）にて交付するサービスを提供しているが、当該自動交付機の後継機生産の停止等に伴い、自動交付機借上期間満了時に証明書発行サービスを停止する。

2 住基カード所持者及び自動交付機利用の状況

- (1) 自動交付機を利用できる住民基本台帳カードを所持している者：679人
（令和元年6月7日現在）

- (2) 自動交付機の利用実績

平成29年度 住民票：242通 印鑑証明：256通

平成30年度 住民票：171通 印鑑証明：207通

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|-------------------|
| 令和元年9月議会 | 文京区印鑑条例の一部改正条例を提案 |
| 10月10日 | 区報、区ホームページ等にて周知 |
| 11月5日 | 住民票旧氏併記申出受付開始 |
| 令和2年7月31日 | 自動交付機サービス停止 |